

新潟県横編ニット製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
新潟県の区域内で横編ニット製造業に係る紳士・婦人用の丸首セーター又は紳士・婦人用の丸首カーディガンのオーバーロックミシン及び本縫いミシンによる縫製又はリンクミシンによるかがりの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

(1) オーバーロックミシン及び本縫いミシンによる縫製の業務

品目	規格			金額
	サイズ	作業部位	そでの種類	
紳士・婦人用丸首無地セーター又はカーディガン	M	肩、そで、そで口及びわき	半そで	80円
紳士・婦人用丸首柄物セーター又はカーディガン				80円

(2) リンキングミシンによるかがりの業務

品目	規格			金額
	サイズ	作業部位	2.54cm当たりの針の本数	
紳士・婦人用丸首無地セーター	M	襟	7又は8	67円
			12又は14	76円
襟及び前立て		7又は8	163円	
		12又は14	188円	
紳士・婦人用丸首柄物セーター		襟	7又は8	68円
			12又は14	77円
紳士・婦人用丸首柄物カーディガン		襟及び前立て	7又は8	165円
			12又は14	189円

効力発生日 平成12年4月15日